

## 2019年度箕面市立病院広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、箕面市立病院広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、箕面市立病院（以下「病院」という。）の資産等に広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

(対象資産等)

第2条 この要領において、広告を掲載する病院の資産等は次のとおりとする。

- (1) 病院案内、入院案内、外来案内
- (2) 医療機関地区別マップ

(広告の内容)

第3条 掲載する広告の内容は、要綱第3条第1項各号に該当しないものとする。また、箕面市広告事業掲載ガイドラインを遵守し、病院の意に反して、病院が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を含めない。

(広告の掲載場所、規格及び広告料)

第4条 広告の掲載場所、規格、掲載可能枠及び広告料は、次のとおりとする。

- (1) 病院案内、入院案内、外来案内

掲載場所	表紙または裏表紙の裏面
規格	縦14.0cm×横18.5cm（使用色：4色）
掲載可能枠	2枠 ※2枠を合わせて、縦28.0cm×横18.5cmで掲載可能
広告料	1枠 40,000円（消費税含）

- (2) 医療機関地区別マップ

掲載場所	見開き面下段
規格	縦3.5cm×横9.0cm（使用色：4色）
掲載可能枠	4枠 ※複数枠を合わせて、規格を変更して掲載可能
広告料	1枠 90,000円（消費税含）

- 2 広告取扱業者が広告主を斡旋する場合は、上記の各料金のうち2割を手数料として、病院が広告取扱業者に支払うものとする。
- 3 必要に応じてサイズを分割する場合は、分割サイズに応じて料金を按分するものとする。
- 4 広告取扱業者は、病院が請求した日から起算して30日以内に、広告料を納入しなければならない。
- 5 広告料は返還しない。ただし、病院の都合で広告が掲載できなくなった場合は、この限りではない。
- 6 掲載可能枠を上回る数の応募があった場合は、先着順とする。

(広告期間)

第5条 広告期間は、次のとおりとする。

- (1) 病院案内等 2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）
- (2) 医療機関地区別マップ 2019年4月1日（月）から2020年9月30日（水）

(広告主又は広告取扱業者の募集及び申込)

第6条 広告主及び広告取扱業者の募集は、病院のホームページで行うものとする。

2 募集期間は、2019年2月5日(火)から2019年2月18日(月)

)までとする。

3 広告掲載の申込は、次の書類を箕面市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出して行うものとする。

(1)「箕面市立病院広告掲載申込書」(様式第1号) 1部

(2)市税に係る納税証明書(箕面市入札参加者資格を有しているものは不要)

4 広告主及び広告取扱業者は、箕面市広告事業実施要綱第4条第1項各号に該当しないものとする。

(広告主及び広告取扱業者の選定等)

第7条 広告を掲載する広告主及び広告取扱業者は、箕面市立病院広告審査委員会(以下「審査会」という。)において、その提出書類を審査して選定するものとする。ただし、広告主又は広告取扱業者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、箕面市暴力団排除条例(平成26年条例第44号)第7条及び第8条に基づき、審査対象から除く。

2 審査会は、管理者に選定結果を報告するものとする。

3 管理者は審査会の報告を受けて、広告を掲載する広告主又は広告取扱業者を決定するものとする。

(広告掲載)

第8条 広告掲載にあたっては、広告主又は広告取扱業者は、市立病院が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告掲載の中止)

第9条 広告主又は広告取扱業者において、次のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止する。

(1)病院の名誉、信頼を失墜する行為又は業務の妨害もしくは事務を停滞させるような行為があったとき。

(2)倒産、破産等をしたとき。

(3)社会的信用を著しく損なう行為があったとき。

(4)その他、広告の掲載が不相当であると病院が判断する行為があったとき。

2 前項の中止により発生した損害は、広告主が賠償又は負担するものとする。

(庶務)

第10条 この要領にかかる庶務は、箕面市立病院事務局病院経営室において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月5日から施行する。